平成２０年（フ）第３４９号
金沢市しじま台１丁目２番地10
破産者　株式会社北陸設計コンサルタント
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４５号
石川県白山市四日市町22番地
破産者　株式会社北野時計店
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２０年（フ）第２７９６号
愛知県海部郡七宝町大字遠島字鳥居先183番地91
破産者　株式会社エスワイ企画
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３１号
名古屋市中区新栄１丁目８番１号
破産者　有限会社ＧＵＩＤＩＮＧ　ＳＴＡＲ　ＭＵＺＩＫ
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６６１号
名古屋市瑞穂区瑞穂通１丁目34番地
破産者　有限会社ブック・フォレスト
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成１９年（フ）第１４２８号
大阪市西区立売堀４丁目３番16号
破産者　株式会社大晴
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第２８８号
大阪市中央区本町４丁目４番６号
破産者　有限会社アンテック
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７４１９号
大阪市中央区北久宝寺町１丁目２番１号オーセンティック東船場403号
破産者　プロパティインターナショナル株式会社
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８３４５号
大阪市中央区船場中央１丁目４番３－Ｂ125号
破産者　ウインザー菱屋株式会社
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８８１３号
大阪市都島区中野町４丁目12番１号
破産者　株式会社東洋運送
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２５３号
大阪府枚方市大垣内町３丁目14番５号
破産者　株式会社田中ハウジングサービス
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５０３号
大阪府吹田市豊津町11番34号
破産者　株式会社ビーツリー
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５８号
大阪市浪速区元町１丁目11番８号
破産者　大鉄建設株式会社
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２３８８号
大阪府摂津市新在家２丁目13番５号
破産者　株式会社伸和工作所
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２５２４号
大阪市港区磯路２丁目１番３号
破産者　有限会社ティー・エヌ・ケー
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２９８４号
大阪府東大阪市荒本１丁目１番22号
破産者　株式会社二一建工
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第２０５７号
大阪府大阪狭山市東池尻５丁目1444番地の５
破産者　株式会社秦野工務店
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３６号
神戸市垂水区本多聞４丁目３番206―304号
破産者　有限会社セイナン
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５１３号
神戸市北区山田町下谷上字中一里山15番地の60
破産者　株式会社村上土建
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第９７４号
兵庫県西宮市川西町７番15号
破産者　伏野　和美
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第３３３号
兵庫県西宮市和上町５番26―1001号
破産者　有限会社マダムアンリ
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第９６号
奈良市東九条町269番地の16
破産者　樋口　良一
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所